

国立大学法人東京学芸大学旅費細則の一部改正について

改正理由：郵政民営化に伴い、所要の改正を行うものである。 [平成20年細則第3号（平成20年3月3日制定）](#)

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（路程の計算）</p> <p>第7条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程</p> <p>(2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程</p> <p>(3) 陸路 <u>地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程</u></p> <p>2 前項第1号又は第2号の規定により路程を計算し難い場合には、<u>当該各号の規定にかかわらず、同項第3号の規定に準じて計算することができる。</u></p> <p>3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、<u>その証明の基準となる点</u>で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この細則は、平成20年3月3日から施行し、平成19年10月1日から適用する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（路程の計算）</p> <p>第7条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程</p> <p>(2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程</p> <p>(3) 陸路 <u>日本郵政公社の調に係る郵便線路図に掲げる路程</u></p> <p>2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、<u>同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。</u></p> <p>3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、<u>郵便線路図に掲げる各市町村（都については、各特別区）内における郵便局</u>で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。</p> <p>〔省略〕</p>